

一般社団法人小平市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人小平市体育協会(以下「協会」という。)の充実・発展と社会体育の普及・振興に対し永年にわたって貢献した者、又は団体を表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 前条に規定する表彰の種類は次のとおりとする。

(1) 功労表彰

(2) 一般表彰

(3) 感謝状

(表彰の対象)

第3条 次の各号に該当し、功績顕著と認めるとき、協会が表彰する。

(1) 功労表彰は、小平市においてスポーツ・レクリエーション活動の指導と組織化に10年以上の経験を有し、協会及び加盟団体の役員をそれぞれに5年以上歴任し、加盟団体の代表者から推薦を受けた者。

(2) 一般表彰は、各大会において特に功績顕著と認め、所属団体から推薦を受けた社会体育功労者又は社会体育優良団体とし、次の審査基準を満たす者とする。

但し、教育委員会から表彰を受けている者及び団体は除く。

ア 全国大会において優勝・準優勝

イ 関東大会において優勝

ウ 都民大会において優勝

エ 市町村総合体育大会において優勝

オ 前各号と同等の成績があると認められたもの

(3) 感謝状は、次のうちのいずれかに該当するものに対して行う。

ア 協会役員として、4年以上在職し退職した者で功績顕著と認められた者

イ 協会加盟団体の役員として10年以上在職し、退職した者で、功績顕著と認められた者

ウ 社会体育の普及振興のため、永年にわたりスポーツ・レクリエーション活動の施設を提供した者

エ 社会体育の普及・振興のため、協会に多額お金品を寄贈した者

2 同一理由で表彰を受けた者は対象にしないものとする

(表彰の時期)

第4条 表彰は、原則として、新年賀詞交歓会の場で行う。

(推薦の手続き)

第5条 協会加盟団体の代表者は、前条の規定に基づき、被表彰候補者又は団体推薦書を体育協会会長に提出する。

2 候補者は表彰委員会において審査し、被表彰者として決定する。

3 表彰者又は団体には、表彰状、感謝状を贈る。

(表彰委員会)

第6条 表彰を公平且つ妥当に行うため、表彰委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会の委員は、一般社団法人小平市体育協会定款第25条の規定によって選任された理事及び監事をもって構成する。

3 委員会に委員長をおき、会長がこれにあたる。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代行する。

5 委員は、自己、配偶者、親族の表彰に関する議事に参加することはできない。

ただし、委員会の同意を得たときはこの限りではない。

6 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

7 委員会の議決は、出席委員の過半数を必要とし、賛否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務処理)

第7条 委員会に関する事務処理は、協会事務局がこれにあたる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日付で施行する。